

平成31年度公定価格の対応について

# 平成30年国家公務員給与改定に伴う公定価格の対応について

## (公定価格の算定方法)

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

## (国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い)

- ・平成30年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成30年度単価表を改定。  
(保育士及び幼稚園教諭等人件費 + 0.8%程度)
- ・財源は補正予算において対応する。
- ・本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成31年度からの公定価格の設定にあたっては、引き継がれることになる。

## (実施時期)

平成30年4月1日(遡及適用)

## (参考：平成30年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

俸給表の水準を引上げ

勤勉手当の引上げ(0.05月分)

# 2019（平成31）年度の公定価格について

2019（平成31）年度の公定価格については、以下のとおり2段階の改定を行う予定。

2019年4月～

## ○保育士等の1%の処遇改善

- 処遇改善等加算（賃金改善要件分）の1%上乘せ（全施設共通）

## ○非常勤講師配置の加算化

- 基本分単価に含まれる非常勤講師配置にかかる費用の配置実態に応じた加算化（1号認定子ども利用定員35人以下又は121人以上の幼稚園・認定こども園）

## ○居宅訪問型保育事業の保育提供日数に応じた

### 給付

- 保育を提供しない日の調整について、常態的に土曜日に保育を提供しない場合の考え方を適用

その他

- ・ 処遇改善等加算
- ・ の賃金改善の確認方法等の運用改善を検討

2019年10月～

## 消費税率10%への対応（全施設共通）

## 幼児教育の無償化への対応

- 利用者負担の無償化（3号認定子どもについては市町村民税非課税世帯）
- 1号・2号認定子どもの副食費相当額の加算化及び支援対象の拡大（年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降）  
新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者については、地域子ども・子育て支援事業の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」により、新制度園の保護者と同様の世帯等を支援

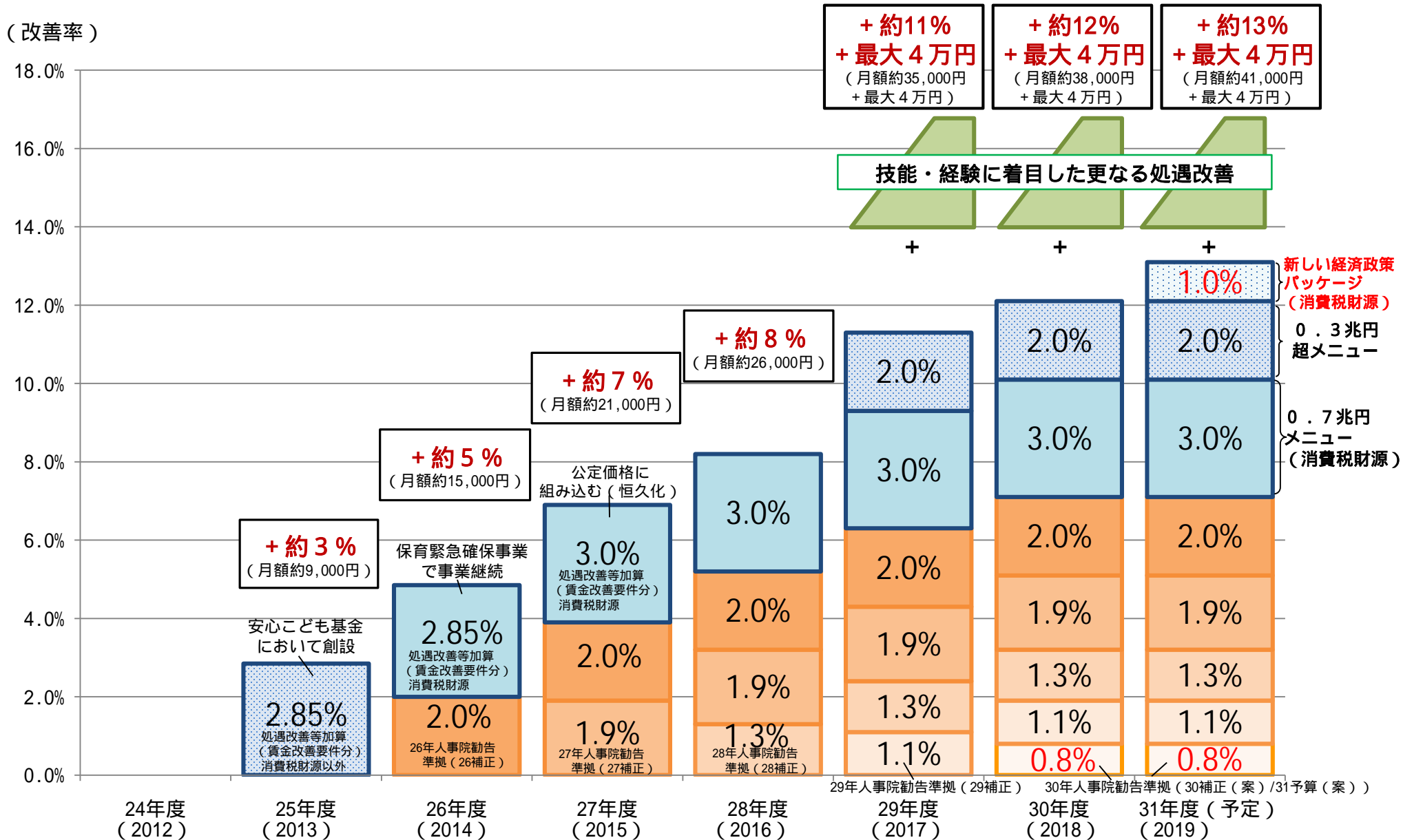
## ○栄養管理加算の拡充

- 現行、栄養士の嘱託のための費用を措置している栄養管理加算について、非常勤栄養士の配置（週3日程度）を可能とするよう拡充（全施設共通）

## ○チーム保育推進加算の要件の緩和

- 加算の要件である施設における職員の平均経験年数を、15年以上から12年以上に緩和（保育所）

# 保育士等の処遇改善の推移



処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

# 職員配置の実態に応じた加算化

## 1. 現状

幼稚園及び認定こども園については、1号認定子どもの利用定員の規模により、公定価格の基本分単価に非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）の配置が含まれる。

（参考）「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（抄）

幼稚園

### 1. 基本分単価

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

#### （イ）教員（教諭等）

基本分単価における必要教員数（園長及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下のとを合計した数であること。また、基本分単価には、これとは別に非常勤の講師が配置されていること（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る。）。

・（略）

## 2. 予算執行調査結果及び財政制度等審議会の指摘

### 予算執行調査結果

財務省が実施した予算執行調査の結果、非常勤講師の配置について「配置していない」や「他の職員が兼任」の集計が調査対象施設の約50%であった。

### 財政制度等審議会の指摘（平成30年10月9日）

実態が伴っていない基本額の見直し（加算化・減算化）の見直しを行う必要があるのではないか。



## 3. 対応方針

配置実態を踏まえ、基本分単価に含まれる非常勤講師については、実際に配置がある場合の加算とする。

# 子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善（居宅訪問型保育事業）

## 1. 現状

- (1) 保育所をはじめとする一般的な給付方法は、月割りを基本としつつ、以下の取扱い。
  - ①子どもが月途中に入退所する場合：日割り
  - ②常態的に土曜日に閉所する場合：調整（保育の提供が週6日未満の場合、閉所日数にかかわらず定率の減算）
- (2) (1)のほか、居宅訪問型保育事業については、集団保育と異なる特性に鑑み、子ども1人につき保育士1人の配置を前提とした単価を設定しつつ、以下の取扱い。
  - ①子どもが利用しない日が予め決まっている場合：日割り
  - ②子どもの体調等の理由により利用がない場合：日割りなし、調整なし

## 2. 子ども・子育て会議の指摘

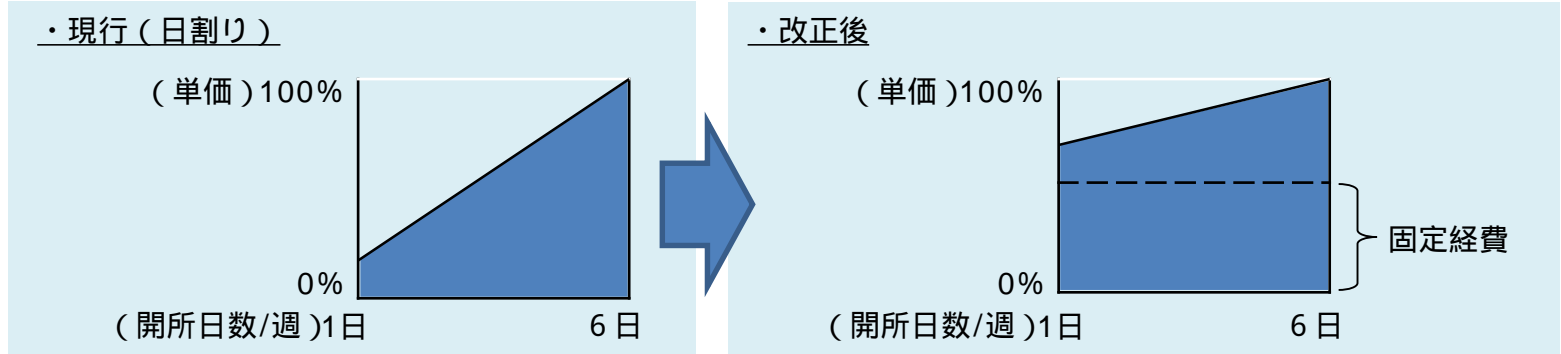
「公定価格に関する議論の整理（平成30年1月子ども・子育て会議）」の「運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化」に係る主な意見として、「居宅訪問型保育事業に関して、保育を提供していない日について、公定価格を日割りにすることには反対である。」とされており、子ども・子育て会議において継続的に改善を求める指摘を受けている。



## 3. 対応方針

居宅訪問型保育事業の給付方法について、集団保育と異なる特性を踏まえつつ、保育所等との均衡に鑑み、1(1)の考え方を他の曜日にも適用し、固定経費に配慮した単価設定とする。

### (参考) 単価のイメージ



# 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）

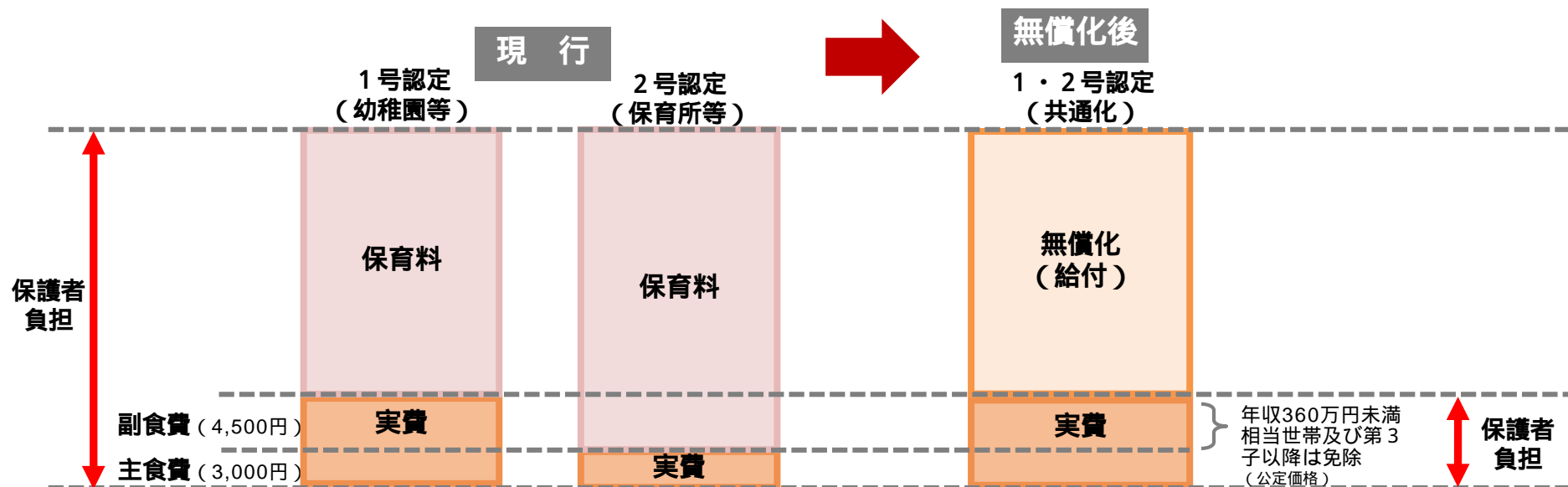
○ 生活保護世帯やひとり親世帯等（ ）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。

生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降

○ さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。

詳細は4ページ。

3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



# 2019(平成31)年度予算案におけるチーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充について

保育所等の体制充実を図るため、2019年10月より、  
 チーム保育推進加算については加算要件を緩和するとともに、  
 栄養管理加算について嘱託職員分の費用を措置しているものを非常勤職員の配置に係る費用の措置まで拡充を図る。

	2019年9月まで	2019年10月以降
チーム保育推進加算	<p><b>(加算概要)</b></p> <p>チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。</p> <p>以下の場合、1名分の保育士人件費相当分を加算</p> <p>必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置</p> <p>チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築</p> <p>職員の平均経験年数が <b>15年以上</b></p> <p>加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること</p>	<p><b>(加算概要)</b></p> <p>チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。</p> <p>○ 以下の場合、1名分の保育士人件費相当分を加算</p> <p>必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置</p> <p>チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築</p> <p>職員の平均経験年数が <b>12年以上</b></p> <p>加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること</p>
栄養管理加算	<p><b>(加算概要)</b></p> <p>食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算</p> <p>栄養士を <b>嘱託するための費用</b> を措置</p>	<p><b>(加算概要)</b></p> <p>食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算</p> <p>栄養士を <b>嘱託する場合のほか、非常勤栄養士(週3日程度)を配置する場合の費用</b> を措置</p>